

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成31年 3 月 15 日

金 曜 日

号 外(8)

目 次

規 則

○富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則	1
○富山県収入証紙条例施行規則等の一部を改正する規則	6

規 則

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年 3 月 15 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第 6 号

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 富山県手数料条例施行規則（平成12年富山県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の14の項の(1)中「 133, 110円」を「 135, 600円」に改め、同項の(2)中「36, 510円」を「37, 200円」に改め、同項の(3)中「20, 150円」を「20, 530円」に改め、同項の(4)中「 8, 090円」を「 8, 250円」に改め、同項の(5)中「 7, 260円」を「 7, 410円」に改め、同項の(6)中「 820円」を「 840円」に改め、同項の(7)中「 1, 660円」を「 1, 690円」に改め、同項の(8)中「 2, 520円」を「 2, 570円」に改め、同項の(9)中「 4, 580円」を「 4, 660円」に改め、同項の(10)中「 9, 880円」を「10, 070円」に改め、同表の15の項の(1)及び(2)中「 1, 810円」を「 1, 840円」に改め、同項の(3)中「 1, 290円」を「 1, 310円」に改め、同項の(4)中「 1, 290円」を「 1, 310円」に、「 720円」を「 730円」に改め、同項の(5)中「 1, 410円」を「 1, 440円」に改め、同項の(6)中「 720円」を「 730円」に改め、同項の(7)中「10, 900円」を「11, 100円」に改め、同項の(8)中「 4, 800円」を「 4, 950円」に

改め、同項の(9)中「3,400円」を「3,520円」に改め、同項の(10)中「46,800円」を「47,710円」に改め、同項の(11)中「3,300円」を「3,370円」に改め、同表の16の項の(1)中「10,660円」を「10,860円」に改め、同項の(2)中「60,620円」を「61,750円」に改め、同項の(3)中「10,660円」を「10,860円」に改め、同表の19の項の(1)中「2,840円」を「2,890円」に改め、同項の(2)中「5,680円」を「5,780円」に改め、同項の(3)中「3,540円」を「3,610円」に改め、同項の(4)中「7,080円」を「7,210円」に改め、同項の(5)中「2,130円」を「2,170円」に改め、同表の20の項の(1)中「1,120円」を「1,140円」に改め、同項の(2)中「2,130円」を「2,170円」に改め、同項の(3)中「5,450円」を「5,550円」に、「5,470円」を「5,570円」に改め、同項の(4)中「3,680円」を「3,750円」に改め、同項の(5)中「1,120円」を「1,140円」に改め、同項の(6)中「5,910円」を「6,020円」に改め、同項の(7)中「9,510円」を「9,690円」に改め、同項の(8)中「7,090円」を「7,220円」に改め、同項の(9)中「4,770円」を「4,860円」に改め、同表の25の項の(1)の(ア)中「1,510円」を「1,540円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「2,380円」を「2,420円」に、「3,350円」を「3,410円」に改め、同項の(1)の(イ)中「540円」を「550円」に、「970円」を「990円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「4,000円」を「4,070円」に、「7,450円」を「7,590円」に、「11,560円」を「11,770円」に、「20,630円」を「21,010円」に、「32,180円」を「32,780円」に、「55,300円」を「56,320円」に改め、同項の(2)の(ア)中「470円」を「480円」に改め、同項の(2)の(イ)中「330円」を「340円」に改め、同表の26の項の(3)中「250円」を「490円」に改め、同項の(4)の(イ)中「37,000円」を「37,700円」に改め、同項の(5)中「1,200円」を「1,300円」に改め、同項の(7)中「240円」を「250円」に改め、同項の(9)中「1,200円」を「1,300円」に改め、同表の27の項の(1)及び(2)中「620円」を「630円」に改め、同項の(3)中「730円」を「740円」に改め、同項の(4)中「330円」を「340円」に改め、同項の(5)中「380円」を「390円」に改め、同表の27の(2)の項の(1)中「6,700円」を「6,800円」に改め、同項の(2)中「15,400円」を「15,700円」に改め、同項の(3)中「23,900円」を「24,300円」に改め、同項の(5)中「890円」を「900円」に改め、同表の28の項の(1)中「270円」

を「280円」に改め、同項の(2)中「690円」を「700円」に改め、同項の(3)中「180円」を「190円」に改め、同項の(4)中「1,020円」を「1,040円」に改め、同項の(5)中「650円」を「660円」に改め、同項の(6)中「820円」を「830円」に改め、同表の36の項の次に次のように加える。

36の2 条例別表	損失補償の見積額が10万円以下の場合	27,000円
第1の357の2 の項に規定する 特定所有者不明 土地の土地使用 権等の取得又は 土地等使用権の 存続期間の延長 裁定申請手数料	損失補償の見積額が10万円を超え 100万円 以下の場合	27,000円に損失 補償の見積額の 10万円を超える 部分が5万円に 達するごとに 2,700円を加え た金額
	損失補償の見積額が 100万円を超え 500万 円以下の場合	75,600円に損失 補償の見積額の 100万円を超え る部分が10万円 に達するごとに 3,400円を加え た金額
	損失補償の見積額が 500万円を超え 2,000 万円以下の場合	211,600円に損 失補償の見積額 の 500万円を超 える部分が 100 万円に達するご とに 3,500円を 加えた金額
	損失補償の見積額が 2,000万円を超え 1億	264,100円に損

	円以下の場合	失補償の見積額の 2,000万円を超える部分が 400万円に達するごとに 4,800円を加えた金額
	損失補償の見積額が 1 億円を超える場合	360,100円
36の 3 条例別表	損失補償の見積額が10万円以下の場合	27,000円
第 1 の 357の 3 の項に規定する特定所有者不明土地の収用又は使用裁定申請手数料	損失補償の見積額が10万円を超え 100万円以下の場合	27,000円に損失補償の見積額の 10万円を超える部分が 5 万円に達するごとに 2,700円を加えた金額
	損失補償の見積額が 100万円を超え 500万円以下の場合	75,600円に損失補償の見積額の 100万円を超える部分が10万円に達するごとに 3,400円を加えた金額
	損失補償の見積額が 500万円を超え 2,000万円以下の場合	211,600円に損失補償の見積額の 500万円を超える部分が 100万円に達するご

		とに 3,500円を 加えた金額
	損失補償の見積額が 2,000万円を超え 1 億 円以下の場合	264,100円に損 失補償の見積額 の 2,000万円を 超える部分が 400万円に達す るごとに 4,800 円を加えた金額
	損失補償の見積額が 1 億円を超える場合	360,100円

別表第 2 の 4 の項中「 357 の項」を「 357 の 3 の項」に改める。

第 2 条 富山県手数料条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 26 の項の(3)中「 490円」を「 500円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中別表第 1 に36の 2 の項及び36の 3 の項を加える改正規定並びに別表第 2 の改正規定 平成31年 6 月 1 日

(2) 第 1 条の規定（別表第 1 の 26 の項の改正規定（(3)中「 250円」を「 490円」に改める部分に限る。）及び前号に掲げる改正規定を除く。）及び第 2 条の規定 平成31年10月 1 日

(経過措置)

2 この規則（前項第 2 号に掲げる規定については、当該規定）の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額については、この規則による改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(財 政 課)

富山県収入証紙条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年3月15日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第7号

富山県収入証紙条例施行規則等の一部を改正する規則

(富山県収入証紙条例施行規則の一部改正)

第1条 富山県収入証紙条例施行規則（昭和39年富山県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第8条中「10,000分の257」を「10,000分の261」に改める。

様式第6号の(表)中「10,000分の9,743」を「10,000分の9,739」に、「切り捨て」を「切捨て」に改める。

(富山県農林水産総合技術センター条例施行規則の一部改正)

第2条 富山県農林水産総合技術センター条例施行規則（平成20年富山県規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「2,110円」を「2,150円」に、「480円」を「490円」に、「570円」を「580円」に、「410円」を「420円」に、「310円」を「320円」に改める。

別表第1の2の表中「480円」を「490円」に、「340円」を「350円」に、「270円」を「280円」に、「290円」を「300円」に、「380円」を「390円」に改める。

別表第1の3の表中「590円」を「600円」に、「390円」を「400円」に、「270円」を「280円」に、「960円」を「980円」に、「440円」を「450円」に、「380円」を「390円」に、「520円」を「530円」に、「1,150円」を「1,170円」に、「1,520円」を「1,550円」に改める。

別表第1の4(1)の表中「460円」を「470円」に、「520円」を「530円」に、「320円」を「330円」に、「1,060円」を「1,080円」に、「950円」を「970円」に、「770円」を「780円」に、「1,050円」を「1,070円」に、「1,780円」を「1,810円」に、「2,190円」を「2,230円」に、「790円」を

「810円」に、「1,900円」を「1,940円」に、「270円」を「280円」に、「560円」を「570円」に改める。

別表第1の4(2)の表中「330円」を「340円」に、「700円」を「710円」に、「1,730円」を「1,760円」に、「290円」を「300円」に、「320円」を「330円」に、「520円」を「530円」に、「640円」を「650円」に、「2,010円」を「2,050円」に、「960円」を「980円」に、「600円」を「610円」に、「5,330円」を「5,430円」に改める。

別表第1の5の表中「900円」を「920円」に、「250円」を「260円」に、「1,250円」を「1,270円」に、「400円」を「410円」に、「700円」を「710円」に改める。

別表第1の7の表中「740円」を「750円」に、「520円」を「530円」に改める。

別表第2の1の表中「14,490円」を「14,760円」に、「16,150円」を「16,450円」に、「3,260円」を「3,320円」に、「2,400円」を「2,440円」に改める。

別表第2の2の表中「28,460円」を「28,990円」に、「5,280円」を「5,380円」に、「6,680円」を「6,800円」に改める。

別表第2の3の表中「1,230円」を「1,250円」に、「1,740円」を「1,770円」に、「3,100円」を「3,160円」に、「1,610円」を「1,640円」に、「1,370円」を「1,400円」に、「2,050円」を「2,080円」に改める。

別表第2の4の表中「2,150円」を「2,190円」に、「2,720円」を「2,780円」に、「7,100円」を「7,240円」に、「4,630円」を「4,710円」に、「5,310円」を「5,410円」に、「4,950円」を「5,040円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「10,240円」を「10,430円」に改める。

別表第2の5の表中「1,410円」を「1,430円」に、「2,840円」を「2,890円」に改める。

別表第2の6の表中「6,290円」を「6,410円」に改める。

別表第2の7の表中「1,120円」を「1,140円」に、「2,130円」を「2,170円」に改める。

別表第2の8の表中「8,610円」を「8,760円」に、「10,520円」を「10,710

円」に、「2,730円」を「2,780円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「1,490円」を「1,520円」に改める。

別表第2の9の表中「3,300円」を「3,360円」に、「2,580円」を「2,630円」に、「4,290円」を「4,370円」に、「4,580円」を「4,660円」に、「3,430円」を「3,490円」に、「5,010円」を「5,100円」に、「5,440円」を「5,540円」に、「4,840円」を「4,930円」に、「1,160円」を「1,180円」に、「1,180円」を「1,200円」に、「2,940円」を「2,990円」に、「8,680円」を「8,840円」に改める。

別表第2の10の表中「2,570円」を「2,620円」に、「3,290円」を「3,350円」に、「3,860円」を「3,930円」に、「3,300円」を「3,360円」に、「17,370円」を「17,690円」に、「4,290円」を「4,370円」に、「3,720円」を「3,780円」に、「2,280円」を「2,320円」に、「16,570円」を「16,880円」に、「7,730円」を「7,870円」に、「4,070円」を「4,150円」に、「7,360円」を「7,500円」に、「41,650円」を「42,420円」に、「59,200円」を「60,300円」に、「121,850円」を「124,100円」に改める。

別表第2の11の表中「4,290円」を「4,370円」に改める。

別表第2の12の表中「1,300円」を「1,330円」に改める。

別表第2の13の表中「1,850円」を「1,890円」に、「3,000円」を「3,060円」に、「4,600円」を「4,680円」に、「3,290円」を「3,350円」に、「3,720円」を「3,780円」に、「1,300円」を「1,330円」に、「2,860円」を「2,910円」に改める。

別表第2の14の表中「1,010円」を「1,020円」に、「1,150円」を「1,170円」に改める。

別表第2の15の表中「7,430円」を「7,570円」に、「1,710円」を「1,740円」に、「2,420円」を「2,470円」に、「4,720円」を「4,810円」に、「2,710円」を「2,760円」に、「2,210円」を「2,250円」に、「2,030円」を「2,070円」に、「1,070円」を「1,090円」に改める。

別表第2の16の表中「49,190円」を「50,100円」に改める。

別表第2の17の表中「5,720円」を「5,830円」に、「21,990円」を「22,390

円」に、「29,350円」を「29,890円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「4,970円」を「5,060円」に改める。

別表第2の18の表中「4,550円」を「4,630円」に、「3,960円」を「4,030円」に、「3,670円」を「3,740円」に、「12,180円」を「12,400円」に、「8,950円」を「9,120円」に、「5,040円」を「5,130円」に、「3,800円」を「3,870円」に、「2,690円」を「2,740円」に、「4,110円」を「4,190円」に改める。

別表第2の19の表中「2,820円」を「2,870円」に、「9,560円」を「9,740円」に、「8,240円」を「8,390円」に改める。

別表第2の20の表中「3,570円」を「3,640円」に改める。

別表第2の21の表中「34,940円」を「35,590円」に改める。

別表第2の22の表中「39,060円」を「39,780円」に、「45,610円」を「46,450円」に改める。

別表第2の23の表中「4,280円」を「4,360円」に改める。

別表第2の24の表中「8,260円」を「8,410円」に、「3,390円」を「3,450円」に、「2,870円」を「2,920円」に改める。

別表第2の25の表中「21,510円」を「21,910円」に、「20,060円」を「20,430円」に、「4,850円」を「4,940円」に改める。

別表第2の26の表中「7,520円」を「7,660円」に、「4,220円」を「4,300円」に、「2,860円」を「2,910円」に改める。

別表第2の27の表中「15,080円」を「15,350円」に、「5,030円」を「5,120円」に改める。

別表第2の28の表中「186,190円」を「189,640円」に、「161,570円」を「164,560円」に、「285,130円」を「290,410円」に改める。

別表第2の29の表中「257,380円」を「262,140円」に、「66,220円」を「67,450円」に、「490,100円」を「499,170円」に、「104,480円」を「106,420円」に、「191,430円」を「194,970円」に、「61,000円」を「62,120円」に、「472,120円」を「480,860円」に、「121,830円」を「124,080円」に改める。

(富山県林道管理規則の一部改正)

第3条 富山県林道管理規則(昭和39年富山県規則第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「44,000円」を「45,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(富山県収入証紙条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正前の富山県収入証紙条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(富山県農林水産総合技術センター条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、第2条の規定による改正後の富山県農林水産総合技術センター条例施行規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県林道管理規則の一部改正に伴う経過措置)

4 第3条の規定による改正前の富山県林道管理規則の規定により発行した回数券でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則の施行の日以後においても、なお使用することができる。

(財 政 課)